

三豊市商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三豊市商工会（以下「本会」という。）の定款第8条第10号に基づき、三豊市商品券（以下「商品券」という。）の取り扱いに必要な手続きや取り決め等の商品券事業（以下「本事業」という。）の円滑な運営に必要な事項について定め、三豊市内の消費を喚起する商品券の流通を促進し、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の運営及び管理は、本会が行なう。

(商品券の種類)

第3条 商品券は、額面500円券及び1,000円券の2種類とする。（令和8年3月1日に発行する三豊市生活応援商品券は1,000円券1種類とする。）

(商品券の有効期限)

第4条 商品券の消費者の使用期限は、発行日より6ヶ月とする。（令和8年3月1日に発行する三豊市生活応援商品券の消費者の使用期限は、発行日より4ヶ月とする。）

2. 取扱店の換金期限は、発行日より8ヶ月とし、当該換金期間の満了の日が休日に当たる場合は、その翌営業日とする。（令和8年3月1日に発行する三豊市生活応援商品券の換金期限は、令和8年8月31日までとする。）

(販売窓口)

第5条 商品券の販売窓口は、本会の各事務所とする。

(取扱店の登録)

第6条 本事業に参加する事業所は、本会に別紙、商品券取扱店登録申請書（様式第1号）により、登録申請を行うものとする。

2. 但し、平成25年6月30日時点で、三豊市へ商品券取扱店の登録をしている事業所は、本会が三豊市から登録内容を引き継ぐ事ができるものとし、前項の登録申請を省略できる。
3. 本会は申請を審査し、登録の認定をした場合は申請者に対し、商品券取扱店登録証（様式第2号）を交付する。

(取扱店の登録資格)

第7条 取扱店の登録資格は、三豊市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む公序良俗に反しない事業者とし、次の事業者は登録できないものとする。

2. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定された風俗営業に関わる事業者。
3. その他、本会会長が取扱店として、ふさわしくないと判断した事業者。

(取扱店の責務)

第8条 取扱店は、消費者が商品券で支払いをしようとする際、商品券額面によって現金同様に取り扱うものとする。

2. 取扱店は、本会が実施する商品券の流通促進事業に参加、協力しなければならない。

3. 取扱店は、著しく破損又は汚損し、通し番号が不明な商品券を取扱ってはならない。
4. 取扱店は、偽造又は不正使用の疑いのある商品券を預かった場合は、速やかに本会に報告するものとする。
5. 取扱店は、本会より配布されたステッカーやのぼり等を消費者の目につきやすい場所に掲示するよう努めるものとする。
6. 取扱店は、一般の消費者同様に商品券の購入はできるが、自店舗で使用されたかのように偽って換金する等の不法行為をしてはならない。

(換金決済)

第9条 取扱店が回収した商品券の換金決済の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 取扱店は、回収した商品券の裏面所定欄に事業所名を記名もしくは押印をし、随時本会へ別紙、三豊市商品券換金請求書(様式第3号)を添えて請求するものとする。
- (2) 前項の請求書を受理した本会は、取扱店指定の口座に代金を振り込むものとする。

(申請手数料)

第10条 本会は、使用済み商品券の回収及び換金にあたり、取扱店から申請手数料を徴収することができる。

2. 申請手数料は、申請額を年度単位で集計し、次の料率を乗じた額とする。尚、下記の企業規模は中小企業基本法第2条各号の定めを準用する。

- (1) 会員企業のうち中小企業者 0%
- (2) 会員企業のうち中小企業者以外 4%
- (3) 非会員企業のうち中小企業者 3%
- (4) 非会員企業のうち中小企業者以外 10%

但し、中小企業者であって、年間申請額が1,000万円(令和8年3月1日発行する三豊市生活応援商品券は含めない。)を超えた事業者には、その超過額について、中小企業者以外と同様の料率を乗じた額を徴収することができる。

(取扱店の取消)

第11条 取扱店は商品券の取り扱いをやめる場合は、本会に別紙、商品券取扱店取消申請書(様式第4号)を提出するものとする。

2. 前項の規定に関わらず、取扱店が本要綱、その他法令に違反する行為を行った場合、本会は当該取扱店登録の取り消しをできるものとする。

(会計及び監査)

第12条 本事業に関する会計及び監査は、本会が行なう。

2. 本会は本事業に関し、「三豊市商品券事業特別会計」を設置し、本会総代会において収支決算の報告を行うものとする。

(商品券事業委員会)

第13条 本会に、三豊市商品券事業委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2. 委員会は、本会会長により委嘱された委員で構成する。
3. この要綱に定めのない必要な事項については、委員会で審議し、理事会の承認を受けて、会長が決定するものとする。

附則：この要綱は、平成25年7月1日から施行する。